

3. 広域化の促進について

(1) 広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について

広域的水道整備計画（以下、「計画」）及び水道整備基本構想（以下、「構想」）については、「水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について」（昭和53年1月8日環水第2号水道整備課長通知）に基づき策定又は改定されてきたところであるが、「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」（平成20年7月29日健水発第0729002号水道課長通知）により、計画又は構想を策定又は改定する際の留意事項を示したところである。

更に、本通知では、構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加するなど都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すこととし、計画についても構想の視点を取り入れ検討することが望ましいこととした。

なお、本通知により見直された構想の作成要領については、同日付事務連絡にとりまとめたので、参考とされたい。

《留意事項に関する主な追記事項》

- ・ 計画について、当該地域の自然的社会的条件の変化に合わせ適切に見直すべきものであり、5～10年を目途に見直し、修正を行うことを追記
- ・ 計画について、本通知3に示す構想に関する事項の視点も取り入れたうえで、計画内容を定めることを追記
- ・ 構想について、5～10年を目途に定期的実施状況を確認するとともに、進捗に課題が生じた場合は、適宜見直しを行うことを追記
- ・ 構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討に関することを追記

平成21年12月現在、計画は、36道府県、70地域で策定され（資料3-1参照）、構想においては、44道府県48地域で策定されている（資料3-2参照）が、策定若しくは改定から10年以上経過しているもの、特に目標年度が過ぎてしまっているものが多数見受けられることから、本通知に基づき、まずは計画の点検を行い、見直しの必要性の有無を早急に確認願いたい。

計画改定が必要なケースとしては、次のようなものがある。

- ・ 計画期間の変更（すべての整備計画が終了している場合は除く）
- ・ 計画の対象とする市町村範囲の変更
- ・ 現行計画と比して大幅な水需給の増減
- ・ 根幹的水道施設の整備計画の変更等

また、計画は、各事業体が事業計画を策定する上での上位計画であり、水道事業の創設認可・変更認可や特定広域化施設整備費などの補助金申請では、計画との整合性が求められることから、特にこれらを行う場合であって、計画との整合がとれない場合は、早急な計画の見直しをお願いしたい。

構想においては、次回見直し時期などに併せて、都道府県版地域水道ビジョンと位置づけられる内容としていただくことを願います。

(2) 水道広域化検討の手引きについて

これまで広域的水道整備計画に基づき進められてきた、主に水道用水供給事業による一体的、広域的な水道施設整備は、経営基盤を強化しつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきた。しかし、昭和60年代以降は、市町村を超えた広域水道の数でみると大きな進展は見られない。

一方で、市町村合併による事業統合で実質的に事業規模が拡大した地域も見られる。このような情勢の変化等を踏まえ、財政的・技術的な基盤に課題がある水道事業体の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置づけたところである。

この新たな水道広域化推進のため、様々な広域化の選択肢の中から、地域の実情に応じた最適な広域化形態を検討し、実行に移すための手順や材料を提供するための手引き作りを平成17年度より3カ年計画で行い、福島県、愛知県、大阪府、岡山県の4府県のモデル地域において、広域化についてケーススタディを実施した。これらケーススタディの結果や調査で得られた具体的な検討手法や各種知見を整理し、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」作成、公表したところである。

本手引きでは、水道広域化の考え方や期待される効果を整理し（第Ⅰ章）、次いで、水道広域化の検討を行う手順、検討における問題点や課題を把握する現状評価方法（業務指標を活用した方法等）、業務内容別検討事項（総務・経理・営業業務・給水装置・建設工務・維持管理・災害対策・再構築による更新合理化）を詳述している（第Ⅱ章）。さらに、各業務における具体的な検討手順と計算例、結果評価及び留意事項を例示し（第Ⅲ章）、水道広域化の導入実施手順やフォローアップについての考え方を記述している（第Ⅳ章）。（資料3-3参照）

本手引きは、水道ビジョンに示された新たな概念の水道広域化について、その検討方法や進め方を示したものであり、都道府県の水道行政部局や水道事業者等が地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際に、広域化について検討するために利用する案内書としての活用をお願いする。

(3) 広域化の促進に関する今後の展開について

現在、全国で約1,500箇所の水道事業が運営されており、そのうち約1,300箇所は現在給水人口が10万人未満の比較的小規模な水道事業となっている。これらの小規模事業体では、将来にわたって安定した事業運営を継続していくための技術面、経営面の運営基盤の確保がより困難な状況にある。

運営基盤強化の一つの方策として、近隣の水道事業との統合（水平統合）や用水供給事業との統合（垂直統合）が考えられるが、市町村統合に伴う事業の統合が一段落した現在、水道事業の統合はあまり進んでいない。

厚生労働省では、広域化（事業統合）を促進するため、以下の財政的支援や調査を

行っている。

ア. 事業統合促進のための国庫補助制度

平成 21 年度より、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を緩和している。

平成 22 年度予算案では、新たに水道広域化促進事業費を創設するとしている。これは、小規模水道事業の統合を促進するため、統合の受け皿となる水道事業者等の水道施設の整備に対しても補助を行うものである

事業統合の促進を図るため、これらの補助メニューの活用を検討されたい。

イ. 水道事業の運営基盤強化に関する調査について

厚生労働省は、水道事業の運営基盤強化のための方策について各種の調査を実施している。下記の報告書をホームページに掲載しているので、広域化の検討の際の参考とされたい。

①小規模水道の運営管理に関する検討調査（平成 18 年度）

- ・ 小規模水道における施設管理業務の共同化、遠隔監視システムの導入等による業務の効率化について、モデル地域において検討

②小規模水道の広域的な運営管理と危機管理対策に関する調査（平成 19 年度）

- ・ ①の調査に引き続き、広域的管理における危機管理対策や民間委託の際の留意点等について検討

③運営基盤強化のための水道事業規模に係る基礎調査（平成 19 年度）

- ・ 水道事業における各種業務の実施レベルと事業規模（給水人口、職員数）との相関関係について、事業体へのアンケート結果を中心に検討

④運営基盤強化のための水道事業規模に係る検討調査（平成 20 年度）

- ・ 業務指標（PI）等を利用し、モデル地域における事業統合の効果を検証

⑤運営基盤強化のための事業統合調査（平成 21 年度実施中）

- ・ ④の調査に引き続き、PI 等を活用し統合の効果を明確に示す手法を検討

⑥水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年度）

- ・ 事業体におけるアセットマネジメントの実践について解説。アセットマネジメントに基づく中長期の更新需要・財政収支見通しは、広域化の検討に重要なデータとなる。